

越谷市サービス付き高齢者向け住宅事業に係る事務分担及び事務手順の指針

平成27年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1 この指針は、越谷市内における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第3章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業に係る事務（以下「本事務」という。）に関し、地域共生部及び都市整備部の事務分担及び事務手順について、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2 登録申請書別紙に記載される以下の各号に係る事項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項に規定する住所地特例については地域共生部が担当し、それ以外の事項については都市整備部が担当する。

- (1) 5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）の項における入居契約の別が「その他」である場合の当該契約
- (2) 6 サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭の項における、高齢者生活支援サービス（別添3を含む。）、家賃等の前払金の概算額、家賃等の前払金の算定の基礎、返還額の算定方法、前払金の保全措置の内容及び特定施設入居者生活介護事業者
- (3) 8 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）の項
- (4) 9 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）の項

(事務の手順)

第3 本事務に係る受付、起案は都市整備部が行い、地域共生部に合議するものとする。